

令和 8 年度地方税制改正に伴う出雲市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和 8 年 2 月 2 0 日に閣議決定され、3 月末に可決成立し 4 月 1 日から施行される見込みです。

また、地域再生法に基づく税制についても 3 月末までに改正され、4 月 1 日から施行される見込みです。

これらの法令改正に伴い、市税条例等においても一部改正し、4 月 1 日の施行が必要になるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき「専決処分」を行いたいと考えています。主な改正点については、下記のとおりです。

記

1 固定資産税及び都市計画税関係

(1) 市税条例、都市計画税条例の一部改正

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）関係

① 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

ア 太陽光発電

- ・対象をペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備とし、特例措置の割合を定める。

イ 風力発電

- ・対象を再エネ海域利用法、港湾法、温対法、農山漁村再エネ法の各規定に従って取得した設備とし、特例措置の割合を定める。

ウ バイオマス発電

- ・出力が 10, 000KW 以上の発電設備を対象から除く。

② 利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に係る税額の特例（新設）

- ・国の補助を受けて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準等に適合するバリアフリー改修工事を行った家屋（改修特別特定建築物）について、固定資産税及び都市計画税を減額する特例措置の割合を定める。

(2) 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正

地域再生法関係

- ・適用期限を 2 年延長する。（令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで）

2 軽自動車税関係

(1) 市税条例の一部改正

環境性能割の廃止

- ・国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止する。

グリーン化特例（軽課税率）の延長

- ・排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車・軽自動車について、適用期間中に新車で新規登録を行った場合に限り、翌年度分の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（75%軽課税率））の適用期限を2年延長する。（令和10年3月31日まで）